

西予市業務委託最低制限価格制度試行要領

令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格の設定等、最低制限価格制度の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この要領の対象は、予定価格が 500 万円以上の業務委託とする。ただし、市長が特に対象外と認める場合には適用しない。

(最低制限価格の算定)

第 3 条 前条に規定する業務委託の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

(最低制限価格の事後公表)

第 4 条 前条の規定により算出した最低制限価格は、落札者の決定後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 入札価格が最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第 6 条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは速やかに落札者に落札決定通知を行い、失格となった者にはその旨の通知を行うとともに、入札結果を公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第 7 条 市長は、西予市契約規則（平成 25 年西予市規則第 13 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定による一般競争入札の公告又は規則第 19 条第 2 項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）

をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、入札公告等その他適切な方法により周知を図るものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の試行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 最低制限価格の算定方法

区分	算定式	① (下限)	② (上限)
測量業務	$(直接測量費 \times 1.00 + 測量調査費 \times 1.00 + 諸経費 \times 0.5) \times 1.1$	6/10	8.2/10
建築関係建設コンサルタント業務	$(直接人件費 \times 1.00 + 特別経費 \times 1.00 + 技術料等経費 \times 0.6 + 諸経費 \times 0.6) \times 1.1$	6/10	8.1/10
土木関係建設コンサルタント業務	$(直接人件費 \times 1.00 + 直接経費 \times 1.00 + その他原価 \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.5) \times 1.1$	6/10	8.1/10
地質調査業務	$(直接調査費 \times 1.00 + 間接調査費 \times 0.9 + 解析等調査業務費 \times 0.8 + 諸経費 \times 0.5) \times 1.1$	2/3	8.5/10
補償関係コンサルタント業務	$(直接人件費 \times 1.00 + 直接経費 \times 1.00 + その他原価 \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.5) \times 1.1$	6/10	8.1/10

(注1)算出した額が予定価格に①を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に①を乗じて得た額を、予定価格に②を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に②を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(注2)計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。